

計画素案：施設の機能転換等について

2 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備**<背景と経緯>**

- 平成 28 年に児童福祉法が改正され、家庭養育優先原則を進める中において、児童を家庭において養育することが困難、または適当でない場合にあっても、児童が「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、施設は小規模かつ地域の中に分散して設置されていることが求められています。
- 都は国に先駆け、施設分園型グループホームを創設したほか、グループホーム支援員の配置経費の補助等を行い、施設から独立し、家庭的な環境のもと、地域社会の中で児童を養護するグループホームの設置を推進してきました。
- 特に困難な課題を抱え、ケアニーズが非常に高い子供に対しては、心理職や医師、看護師などの多様な専門職が即時に対応できる高機能化を行うことが求められます。その場合、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には 4 人まで）の生活単位とし、その生活単位も概ね 4 単位程度までが求められます。
- 社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援、一時保護した児童の受入などの多機能化・機能転換も求められます。
- 乳児院には、受け入れた児童のケアに向けたアセスメントや、家庭への早期復帰に向けた相談・支援、里親委託準備に加え、一時保護した乳児を緊急に受け入れるセーフティネットの役割など多様な機能が求められます。

(1) 施設の小規模かつ地域分散化の促進**<現状と課題>**

- 児童養護施設においては、平成 31 年 2 月時点で、定員 6 名のグループホームが児童養護施設定員全体の約 30%、本体施設における定員 8 名以下のユニットケアが全体の約 40%であり、これらを合わせた小規模化の状況としては、全体の約 70%まで進んでいます。

- グループホームとして活用可能な、6名の児童の居室と職員室を確保できる広さを有する賃貸物件を、都内で見つけることが困難な状況にあります。また、現行の配置基準では、宿直を含めた勤務ローテーションを組むことが困難になっています。
- ケアニーズが高い児童の養育を担うベテラン職員を本体施設に配置する必要から、若手職員がグループホームの運営の中心となり、職員の育成、フォローが課題となっています。
- 乳児院においては、平成31年4月末時点で、定員4～6名の小規模ユニットが47%となっており、小規模化が進んでいます。
- 「新しい社会的養育ビジョン」においては、施設に入所する児童に対してできる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、原則として概ね10年以内を目途に、全ての施設において最大6名の小規模化・地域分散化、常時2人以上の職員配置の実現を求めています。
- 都立児童養護施設においては、その公的な役割を果たす中でケアニーズが高い児童の割合が増加しており、現行の職員配置基準及び1ユニット定員(8名)では児童の特性に応じた支援が困難になってきています。本体施設及びグループホームにおける生活単位の小規模化を進める必要があります。また、一部のグループホームは、8名定員で運用しており、早急に小規模化に対応する必要があります。
- 地域分散化の促進によって、児童が本体施設からグループホームに移り、グループホームの所在地により転校する場合、学校等と児童の特性等の共有や連携が必要になる場合があります。
- 乳児院においては、特に職員配置の少ない夜間を中心に、授乳や呼吸確認などの業務や、緊急を要する乳児の一時保護委託の受入を行う必要があることから、小規模での養育を実施するためには、職員の高いスキルが必要です。

<今後の方向性>

- 施設における家庭的な養育環境での養育をさらに進めるため、施設の改築等にあたっては、引き続き、小規模化・地域分散化に対応する整備を支援するとともに、小規模かつ地域分散化された施設の運営における課題や、地域社会

との良好な関係性の構築、本体施設による支援の仕組みについて検討します。

- グループホームにおいては、大都市の住宅事情に合わせた定員の設定とともに、複数職員による勤務体制への支援を検討します。
- グループホームに勤務する若手職員が孤立することのないよう、本体施設がホームの状況を適切に把握し、必要に応じて支援する体制の構築や、施設長や基幹的職員のスーパーバイズ、若手職員が中堅職員となり基幹的職員に至るまでの職員育成、キャリアアップのための取組を推進します。職員育成の具体的な取組として、職員自身が将来を見通すことのできるキャリアパスの構築を目指し、職員の専門性の向上やリーダー職員の育成を進めるための研修を充実していきます。
- 都立児童養護施設においても、将来の代替養育を必要とする児童数を踏まえながら、できる限り良好な家庭的環境（小規模化・地域分散化）の整備を計画的・段階的に進めていくとともに、本体施設及びグループホームの定員の見直しを図っていきます。
- グループホームで生活する児童の特性等を、児童の通う学校と十分に共有し、引き続き連携できる体制を整えていきます。
- 乳児院において、小規模グループケアユニットにおける複数勤務体制への支援を検討するほか、職員のスキル向上を支援していきます。

(2) ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実

<現状と課題>

- 児童養護施設において、重い情緒面・行動面の問題を抱える児童、医療が必要な児童、さらに愛着障害や発達障害などを同時に抱える児童などケアニーズが高い児童が増加しています。また、児童自立支援施設においても、被虐待経験や発達障害等により、特別な支援を必要とする児童が増加しています。
- 乳児院においては、疾患・障害等がある児童の割合が増加しています。さらに、発達とともに行動面に現れる児童も存在します。また、小児医療の進歩とともに高まる医療的ケアの高度化への対応も求められます。

- 問題を抱える児童に対する治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備し、児童の自立を促進する「専門的機能強化型児童養護施設制度」の機能強化や、さらに重篤な問題や症状を有する児童に対する高度なケアを行うことができる体制等の検討が求められています。
- 都立児童養護施設においては、ケアニーズが高い児童や情緒・行動上の問題を抱える中高生を確実に受け入れるという公的な役割（セーフティネット）が求められます。また、都立児童養護施設の児童居室は原則2人部屋となっていますが、ケアニーズが高い児童やプライバシーへの配慮を要する中高生の割合の増加への対応が求められます。
- 都立石神井学園において、平成27年度から虐待等による重篤な症状を持つ児童に対して、生活支援・医療・教育を同じ敷地の中で一体的に提供する取組（連携型専門ケア機能モデル事業）を実施しています。
- 施設職員には、児童の抱える問題に対する支援を行うケアワーカーの役割とともに、子供と家族のニーズを踏まえ、将来的な自立や家庭養護への移行を見据えた調整を行うソーシャルワーカーの役割が求められますが、日常生活の支援や介助に係る業務が負担となっています。
- 高校生には部活動に必要な経費や学習塾に要する費用への支弁がなく、学習支援が不足しています。

<今後の方向性>

- 児童のケアニーズに応じた治療的・専門的ケアの充実を図るため、職員の配置増や、医師や心理士などの専門職の配置による支援体制の強化を推進します。また、行動上の問題等のある児童に対する専門性の高いケアを行う人材の育成を支援します。
- 本体施設を少人数（将来的には4人まで）の生活単位で、概ね4単位で運営することへの課題について検討していきます。合わせて、ケアニーズが高い児童を理解する観点から、被措置児童等虐待事例等を踏まえ、施設職員に対して、子供の権利擁護への理解を深める研修を実施します。
- 乳児院においては、医師や心理士などの専門職の配置や、看護師等の職員の配置増により、ケアニーズが高い児童や、常時医療・看護が必要な病虚弱児を

受け入れるための体制の確保を推進します。また、措置した児童の移行を見据え、児童のアセスメントや移行先の機関等との調整を推進します。

- 引き続き、個別ケアに対する加算等を行い、全ての児童養護施設が「専門機能強化型児童養護施設」に指定されるよう、働きかけていきます。
- 都立児童養護施設は、引き続き公的な役割（セーフティネット）を担うため、都内2施設、都外4施設でそれぞれの地理的な条件等を活かしながら、職員の配置増などにより支援体制を強化します。また、老朽化した施設の改築・改修等に合わせて、居室の個室化やクールダウンスペースの設置など、ケアニーズの高い児童や中高生へのケアを充実するための環境整備を推進します。
- 連携型専門ケア機能モデル事業の検証を行った上で、入所児童の問題行動の改善のための取組を強化します。
- 児童指導員等の業務を補助する者を雇い上げることにより、生活の支援に要する業務負担を軽減し、児童に対する支援や、治療の評価や選択、将来を見据えた計画の作成や関係機関との調整を図る取組を推進します。
- 高等学校に在学中の児童の生活にかかる経費の実態を踏まえ、学習支援を充実します。

(3) 施設の多機能化

<現状と課題>

- 都は、里親の委託推進や地域で生活する里親・里子の支援などを行うため、施設に里親支援専門相談員を配置していますが、地域の里親に対する支援への需要は高まっています。
- 一時保護所の入所状況のひっ迫とともに、施設への一時保護委託の需要が高まっています。

<今後の方向性>

- 里親に対する安定的な支援の実施に向け、里親支援専門相談員等の配置とともに、包括的な支援体制（フォスタリング機関）の構築を踏まえ、支援の充実に向けた方策を検討します。

- 一時保護委託の受入に関する課題（受入体制、入所児童との共存、児童相談所との連携の仕組み）を整理したうえで、さらなる受入を目指していきます。
- 小規模かつ地域分散化により空いたスペースを用いて、施設のノウハウを活かし、適切な養育が困難な子供を預かる取組（ショートステイ等）を実施するなど、施設の多機能化を推進します。

<評価のための指標>

	直近値
1 児童養護施設定員に占めるグループホームの割合	28.8%（平成30年度）
2 児童養護施設定員に占める定員8名以下のユニットの割合	43.0%（平成30年度）
3 乳児院定員に占める小規模ユニットの割合	47.0%（平成30年度）
4 児童養護施設入所児童のうち個別的ケアが必要な児童の割合	73.7%（平成30年度）

3 社会的養護の下で育つ子供の自立支援の推進に向けた取組

<背景と経緯>

- 社会的養護の下で育つ児童が、自らの意思で希望する未来を切り拓いていけるよう、都は、児童養護施設入所中の学習・進学支援、就労に向けた支援、社会的スキル獲得のための支援、施設退所後の継続的な相談支援など、様々な取組を行っています。
- 児童養護施設に入所している児童や退所した児童の自立に向けて、各児童養護施設に「自立支援コーディネーター」を配置して、入所児童の進学や就職に向けた準備から退所後も継続的に支援等を行っています。
- 不良行為や家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童の自立を支援するため、「児童自立支援施設」を2か所設置し、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行うとともに、入所中に構築した職員と児童との間の信頼関係を活かして、退所後の生活の安定や自立を支援するためのアフターケアを実施しています。
- 義務教育終了後、就労して自立を目指す児童養護施設等の退所児童等に対して、共同生活の中で、日常生活上の援助や生活指導等を行い、自立を目指す「自立援助ホーム」を設置しています（平成31年4月1日時点で18か所（子どもシェルターを除く。）。）。また、すべての自立援助ホームに「ジョブ・トレーナー」を配置し、入居中または退居した児童への就労定着支援を実施しています。
- 児童養護施設退所者及び退所予定者等に、就職活動等の社会に出て自立するための知識等や、就職活動の知識を学ぶ機会の提供とともに、働きやすい職場の開拓や就職後の職場訪問等を行う「児童養護施設退所者等の就業支援事業」を実施し、退所後の自立と就業を支援しています。
- 施設退所後に就労や生活の悩みなどを相談でき、同じ悩みを抱える者同士が集える場所として「ふらっとホーム」を都内2か所に開設しています。

<現状と課題>

- 児童養護施設に配置する取組を開始した自立支援コーディネーターを、平成31年4月現在、56施設に配置しているが、配置状況によって活動状況に

差がみられます。

- 都内の施設退所者の高校卒業後の大学等への進学率は、約 40%と全国に比べて高い水準となっていますが、全高校生の進学率（約 70%）と比較すると低い水準となっています。
- 進学した高等学校等の中途退学率は、児童養護施設退所者では約 18%、児童自立支援施設では約 32%となっており、全世帯（1.3%。高等学校中途退学率）と比べて、極めて高い水準となっています。
- 施設退所後に就業した最初の仕事の在職期間（すでに辞めている方）で、1年未満の割合が 50.8%となっている状況を踏まえ、施設入所中からの就業に向けた準備や、就業後の継続的な支援をさらに強化する必要があります。
- 自立援助ホームにおいては、現行の職員配置基準では、宿直を含めた勤務ローテーションを組むことが困難になっています。また、ジョブ・トレーナーは指導員等と兼務している状況が多いため、支援できる日や時間が限られており、臨機応変な対応が困難な状況にあります。
- 養育家庭においては、委託児童の自立に向けた情報提供や自立後の支援が不足しており、施設入所者と同様、自立に向けた支援の充実が必要です。
- 様々な困難な課題（経済的困難、障害、非行、家族の不在等）を複合的に抱える児童養護施設退所者等の自立に向けては、福祉分野のみならず、教育・就労・住宅政策など各分野の関係機関が関わる必要があります。

<今後の方向性>

- 児童養護施設に入所中の児童の退所後の生活や進学、就労に向けた自立支援を推進するため、都外一部委託施設を除く全ての児童養護施設において、自立支援コーディネーターの配置（支援対象者・回数の多い施設にあっては、複数職員の配置）を目指すとともに、支援の強化を検討します。
- 自立支援コーディネーターを介し、大学等への進学を希望する施設入所者に対する奨学金等、進学に有用な情報の提供や、入学後も安心して学びを続けるための大学等への支援の引継ぎなど、一人ひとりの進学に当たっての課題解決に向けた取組を推進していきます。

- 高等学校等に進学した児童自立支援施設退所者等に対して、児童自立支援施設職員によるアフターケアの充実や、児童自立支援施設提携型グループホームとの連携により、退所後の生活の安定を図っていきます。また、都立高校等に派遣される自立支援チームを活用し、中途退学の未然防止、不登校生徒への支援等により、高校生活の安定を図っていきます。
- 就職を希望する施設退所者及び退所予定者に対して、職場体験や研修等により本人が希望する職業への就業を支援します。また、就業後に生じた悩みや課題の解決に向け、個々の状況に応じて支援、指導していきます。
- 自立援助ホームにおける職員配置基準の改善を国に要望していくとともに、自立援助ホームに入居中または退居した児童に対して、就業から定着まで手厚く支援できるよう、各ホームに配置したジョブ・トレーナーの活動の充実を図ります。
- 里親委託児童向けの自立支援に関する情報提供を充実するとともに、自立に向けた里親及び委託児童に対する相談体制を強化していきます。
- 複合的な困難を抱える児童養護施設等退所者に対して、居住、就労、進学等への支援を確実にを行うため、障害福祉や医療、生活困窮者支援などの各種公的サービスの周知、サービスの活用や法的な支援を促進するため、関係機関との円滑な連携に向けた検討を進めます。

<評価のための指標>

	直近値
1 ジョブ・トレーナーの支援対象者数	512人（平成30年度）
2 自立支援コーディネーターの支援対象者数	2,887人（平成30年度）